

28 生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の成果の継承に向けた取組について

(環境省)

【内容】

- (1) ポストCOP10の取組として、アジア地域を中心とした生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用に係る人材育成、情報収集・発信、調査研究機能をCOP10開催地元に整備するとともに、「生物多様性国際自治体会議」の成果を継承・発展させる地方自治体間の連携・交流の取組を促進すること。
- (2) 生態系ネットワークの形成をはじめとする生物多様性の保全と地域の持続可能な発展の両立を目指す取組を積極的に支援すること。

(参考)

- 本年10月11日から29日にかけてCOP10が愛知・名古屋で開催される。COP10は、「2010年目標」の達成状況の検証や新たな目標づくりなど、生物多様性に関する国際的な取組の節目となる重要な会議である。
- 本県では、COP10の開催を契機として、その成果の継承・発展に向け、生物多様性に関して全国・世界をリードする取組を進め、環境先進県として評価されるにふさわしい地域を目指していくこととしている。
- COP10においては、生物多様性保全のための地域行動の一層の拡大を世界へ呼びかける「生物多様性国際自治体会議」が開催される。地方自治体が行う生物多様性の取組の重要性が増していることから、こうした自治体間の連携・交流の成果を継承・発展させる場づくりが必要である。
また、国は、今年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2010」において、世界に向けた自然共生社会づくり－SATOYAMAイニシアティブの提案や地球規模の視野に立った国際協力をうたっている。その具体化を図るには、アジア地域を中心とした生物多様性の保全や自然資源の利用ひいては持続可能な社会の構築に向けた取組の国際的なコーディネートを担う拠点の整備が必要となっている。
- また、本県では、平成21年3月に策定した「あいち自然環境保全戦略」に基づき、生態系ネットワークの形成や代償ミティゲーションの具体化など、地域の生物多様性の保全と持続可能な発展の両立を図るために先進的な取組を進めているが、こうした地域の主体的な取組を一層促進する仕組みづくりも求められる。

(参 考)

